

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の  
福祉に関する法律（抄）

（平成三年法律第七十六号）

（指定法人による福祉関係業務の実施）

第三十九条 厚生労働大臣は、指定法人を指定したときは、指定法人に第三十条から第三十四条までに規定する国の行う業務のうち次に掲げる業務（以下「福祉関係業務」という。）の全部又は一部を行わせるものとする。

- 一 対象労働者の雇用管理及び再雇用特別措置に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し、相談その他の援助を行うこと。
- 二 第三十条の給付金であって厚生労働省令で定めるものを支給すること。
- 三 対象労働者に対し、その職業生活と家庭生活との両立に関する必要な相談、講習その他の援助を行うこと。
- 四 育児等退職者に対し、再就職のための援助を行うこと。
- 五 職業家庭両立推進者に対して、第二十九条に規定する業務を円滑に実施するために必要な知識を習得させるための研修を行うこと。
- 六 対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立に関する理解を深めるための広報活動その他の業務を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（抄）

（平成五年法律第七十六号）

（短時間労働援助センターによる短時間労働者福祉事業関係業務の実施）

第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条の労働福祉事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- 一 短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であって、厚生労働省令で定めるものを支給すること。
- 二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 三 短時間労働者に対して、その職業生活に関する事項について相談その他の援助を行うこと。
- 四 短時間雇用管理者その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者に対する研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。